

記 録

令 和 8 年 8 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和8年8月28日（金）

記 録

令和8年8月農業委員会定例総会議事録

令和8年8月農業委員会定例総会を令和8年8月28日（金）午後3時00分から
日向市役所健康管理センター2階 多目的ホールにおいて開催する。

農業委員の出欠

出席委員（11名）

1 番	細 川 豪 邦	3 番	池 田 慶 子
5 番	山 田 重 男	6 番	甲 斐 誠
7 番	山 本 恵 子	8 番	新 名 浩
9 番	黒 木 耕 作	10 番	平 野 直 樹
12 番	土 井 洋 志	13 番	山 本 孝 志
14 番	奈 須 政 弘		

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

15 番	黒 木 義 行	16 番	石 田 あ や
17 番	溝 口 一 文	18 番	黒 木 剛 輝
19 番	黒 木 藤 市	20 番	黒 木 悟
21 番	岩 田 政 詞	23 番	黒 木 博
24 番	菊 田 泰 徳	25 番	黒 木 敬 治
26 番	山 口 佐 知 男	27 番	黒 田 正
28 番	橋 口 泉	29 番	児 玉 克 朗
30 番	佐 藤 力		

欠席委員（3名）

2 番	松 木 親 則	4 番	海 野 善 文
11 番	前 川 ふ じ 子		

事務局出席者

事務局 長	寺 原 君 保	事務局 長 補 佐	柏 田 高 宏
主 任 主 事	黒 木 信 介	主 任 主 事	井 本 彩

農業畜産課

主 事	松 田 悠 汰
-----	---------

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

3 番 池 田 慶 子

5 番 山 田 重 男

日程第2

- 議案第41号 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）（案）に係る意見聴取について
- 議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第43号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第45号 非農地証明願いについて

- 報告第34号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第36号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第37号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

3 番

5 番

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 ただ今から、令和 8 年日向市農業委員会 8 月定例総会を開会します。
 日程第 1 議事録署名委員については、3 番池田慶子委員、5 番山田重男委員を指名します。よろしくお願いします。
 次に、日程第 2 議案審議に入ります。
 最初に、議案第 4 1 号地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）（案）に係る意見聴取についてであります。農業畜産課から説明をお願いします。

農業畜産課 皆さまお疲れ様です。農業畜産課の松田です。早速ですが、お手元の議案第 4 1 号議案別紙に基づき、説明をさせていただきます。
 資料の 5 ページから 9 ページには位置図及び修正図を添付しておりますので、併せてご確認をお願いします。
 地域計画につきましては、令和 6 年度より 1 9 地区、令和 7 年度に 6 地区を策定するにあたり、皆さまにご説明させていただいたところです。
 今回、地域計画を変更致しますが、塩見地区の 3 カ所において、地域計画からの除外となっております。1 カ所ずつ説明をいたします。
 まず、変更①について説明いたします。お手元の資料の位置図変更①をご覧ください。当該地は登記地目が畑、面積は 8 8 9 m²です。除外する理由としては、土地の所有者が地域の中心の担い手ではなく、今後、農地として管理する可能性もないためです。
 次に、変更②について説明いたします。当該地は登記地目は田、面積はそれぞれ 2 0 5 m²、8 0 3 m²となっております。除外する理由としては、今後当該地の非農地証明の申請及び非農地による農用地区域からの除外申請が予定されている土地であり、今後農地として利用する可能性もないからです。
 最後に、変更③について説明いたします。当該地は登記地目が畑、現況地目は宅地、面積は 5 6 1 m²です。除外する理由としては当該地の現況地目は宅地であり、また、農用地区域から除外されているため地域計画からも除外をするものです。
 以上、簡単ではありますがご審議いただければと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。担当職員から説明のありました本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。
 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 4 1 号については原案のとおりとします。
 次に、議案第 4 2 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 2 7、土地の所在地は東郷町山陰、田が 1 1 筆で 4, 6 8 1 m²です。売買による所有権移転で、所有権移転後は飼料作を作付けされると伺っています。
 受付番号 2 8、土地の所在地は東郷町下三ヶ、田が 2 筆で 2, 9 9 0 m²です。売買による所有権移転で、所有権移転後は米や野菜を作付けされると伺っています。
 受付番号 2 9、3 0 は関連がありますので併せて説明します。土地の所在地

記 録

事務局	は美々津町、２件とも田が２筆で１，９８２㎡です。交換による所有権移転で、所有権移転後は米を作付けされると伺っています。 受付番号３１、土地の所在地は平岩、畑が１筆で３０７㎡です。親族間の贈与による所有権移転で、所有権移転後は飼料作を作付けされると伺っています。 受付番号３２、土地の所在地は平岩、田が５筆で１，６３８㎡です。売買による所有権移転で、所有権移転後は米を作付けされると伺っています。 受付番号３３、土地の所在地は平岩、畑が３筆で１，８４７㎡です。売買による所有権移転で、所有権移転後は果樹や野菜を作付けされると伺っています。 以上７件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。
議長	番号２７担当の１８番委員から補足があれば説明をお願いします。
１８番委員	１８番委員です。特に問題ありません。
議長	番号２８担当の２６番委員から補足があれば説明をお願いします。
２６番委員	２６番委員です。特に問題ありません。
議長	番号２９及び番号３０担当の２３番委員から補足があれば説明をお願いします。
２３番委員	２３番委員です。問題ありません。
議長	番号３１及び番号３２担当の１７番委員から補足があれば説明をお願いします。
１７番委員	１７番委員です。別に問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員挙手） ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第４２号については許可することに決定します。 次に、議案第４３号農地法第４条第１項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号１２、土地の所在地は平岩、地目は畑が１筆で、面積は３１３㎡です。転用目的は農業用倉庫です。議案書に追認とありますように、既に転用済みとなっています。申請人にお話を伺ったところ、申請地を相続した頃に原野状態であったため、土地の地目を確認しないまま約２０年前に農機具や藁等の農業用資材を収納するために建築してしまっていたということで始末書も提出されています。申請地は第２種農地に区分されますが、転用目的が農業用施設であるため、不許可の例外規定に該当し、立地基準は満たしていると判断しました。また、一般基準につきましては、既に転用済みであることから資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。

事務局	受付番号 13、土地の所在地は東郷町山陰、田 4 筆、畑 1 筆で、面積は 3,753 m²です。日向市は細島工業団地をはじめとする既存の工業用地が飽和状態にあるため、用地買収が完了している東郷工業団地予定地を早期に整備し、深刻な用地不足を解消する必要があります。申請地は用地買収を事前にしていたものの、登記地目が農地であるため転用の許可申請を行うものです。 申請地は第 2 種農地に区分されますが、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであり、当該事業の目的を達成する上で申請地を供することが必要であるため、不許可の例外規定に該当し、立地基準は満たしていると判断しました。一般基準につきましては、令和 7 年度に 3 回地元説明会を実施し、反対意見等はありませんでした。また、この後の 5 条に関連して調整池整備のための申請も出ておりますが、調整池整備に支障となる農業用水路は付け替え水路を整備し、既存の水利機能に影響が出ないようにします。豪雨時における調整池からの排水については、下流側に影響のない流量に調整したうえで、農業用水路を経由せず直接河川へ放流するため、農地への影響はありません。造成工事期間中の濁水対策については、沈砂池や仮排水路を設置するなど、周辺の農地に影響が及ばないよう対策を講じます。以上のことから、一般基準についても満たしており、許可相当と判断しました。 以上 2 件、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。
議長	番号 12 担当の 17 番委員から補足があれば説明をお願いします。
17 番委員	17 番委員です。26 日に現地調査を行いました。事務局の説明どおり、特に問題がないことを確認しました。以上です。
議長	番号 13 担当の 21 番委員及び 28 番委員から補足があれば説明をお願いします。
21 番委員	21 番委員です。事務局から説明がありましたように、地権者、隣接地の地権者、地元住民等への説明会が行われ、皆さんからの同意が得られたということで、特に問題ありません。
28 番委員	28 番委員です。地元説明会がありまして問題はないとのことでしたので、特に問題はないと思います。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手) ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 43 号については承認することに決定します。 次に、議案第 44 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号 10、土地の所在地は塩見、地目は田が 1 筆で、面積は 131 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定で、転用目的は個人住宅の建築です。 申請人にお話しを伺ったところ、二人目の出産を控え、子育てに両親の手を借りたため、実家の隣に新たに住宅を建築したいとのことです。申請地は調整区域のため、都市計画法第 43 条第 1 項の許可申請も併せて申請しています。

記 録

事務局	申請地は第２種農地に区分されますが、集落に接続して建築されるため、不許可の例外規定に該当し、立地基準を満たしていると判断しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、雨水排水は西側道路側溝へ放流し、汚水排水は合併浄化槽を設置し、西側道路側溝へ放流するため周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。 受付番号１２、土地の所在地は東郷町山陰、田が１１筆で９，０４９㎡です。 先ほど４条でご審議いただいた工業団地整備に伴い調整池及び道路拡幅用地として転用するものです。 先ほどの説明と重複する点は割愛させていただきます。調整池は集落より低い位置に整備するため、周辺集落への安全上の影響や生活環境への支障を生じさせることはありません。 ４条同様、立地基準、一般基準を満たしているため、許可相当と判断しました。 以上２件、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。
議長	番号１０担当の３０番委員から補足があれば説明をお願いします。
３０番委員	３０番委員です。別に問題はないと思います。
議長	番号１２担当の２１番委員及び２８番委員から補足があれば説明をお願いします。
２１番委員	２１番委員です。事務局の説明のとおり、特に問題ないと思います。
２８番委員	２８番委員です。問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）	
ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第４４号については承認することに決定します。 次に、議案第４５号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。	
事務局	受付番号２０、土地の所在地は平岩、田が１筆で９７１㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり１０年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。 受付番号２１、土地の所在地は東郷町山陰、田が１筆で９０６㎡です。申請地は原野となっており、証明内容どおり１０年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。 受付番号２２、土地の所在地は日知屋、畑が１筆で３９６㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり１０年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。 受付番号２３、土地の所在地は美々津町、畑が１筆で４４㎡です。申請地は原野となっており、証明内容どおり１０年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。 受付番号２４、土地の所在地は平岩、田が１筆で３４０㎡です。申請地は山

記 録

事務局	林となっており、証明内容どおり１０年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。 受付番号２５、土地の所在地は平岩、畑が１筆で４１６㎡です。申請地は宅地となっており、証明内容どおり農地法施行以前から農地以外の土地となっています。 以上６件、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	番号２０及び番号２４、番号２５担当の１７番委員から補足があれば説明をお願いします。
１７番委員	１７番委員です。２６日に現地調査を行ったところ、事務局から説明があったとおり問題ないということを確認しました。以上です。
議長	番号２１担当の２８番委員から補足があれば説明をお願いします。
２８番委員	２８番委員です。２５日に現地調査をしまして、原野だったので農地にすることはできないと思いますので、問題ないと思います。
議長	番号２２担当の１５番委員から補足があれば説明をお願いします。
１５番委員	１５番委員です。２６日に現地調査を行いました。事務局から説明のあったとおり、農地としては再生不可能という状態で山林でした。非農地証明としては承認せざるを得ないと思います。ただし、地域住民に話を聞くと、もしも開発行為を行うことがある場合、地元住民へ説明をしていただいて、同意を得てからやっていただくような形を整えてもらうように事務局からもご注意いただきますようお願いいたします。
議長	番号２３担当の２３番委員から補足があれば説明をお願いします。
２３番委員	２３番委員です。２５日に現地を確認しております。事務局の説明のとおりであり、問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。 ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 （全員挙手） ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第４５号については証明書を交付することに決定します。 以上をもちまして、議案の審議を終了します。 続きまして、報告第３４号から３７号までについて、事務局長から報告をお願いします。
事務局長	最初に、報告第３４号農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出についてです。議案書３９ページから４１ページまでです。 届出件数は１件、土地は田２筆で面積は２９５．１４㎡です。 転用目的につきましては、個人住宅であります。 次に、報告第３５号農地法第１８条第６項の規定による通知についてです。議案書４２ページから４３ページまでです。 通知件数は１件、耕作者変更による合意解約であり、土地は田３筆で面積は

記 録

事務局長	5, 970㎡であります。 次に、報告第36号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。 議案書44ページから47ページまでです。 届出件数は2件、所有権の相続であり、土地は田7筆、畑8筆で面積は8,270㎡であります。 以上、報告第34号から報告第36号について、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることを御報告いたします。 最後に、報告第37号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書48ページから51ページまでです。 令和8年6月の定例総会で可決した農地法第4条申請2件及び第5条申請2件、令和7年10月の定例総会で可決した第5条申請1件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。 以上となります。
議長	事務局長からの報告案件について、ご質問、ご意見はございませんか。 ないようですので、報告案件を終了します。 以上を持ちまして、令和8年日向市農業委員会8月定例総会を閉会します。